

動物検疫の輸出入検査等に係る不適切な事例

令和元年度

輸出・輸入	品名	生産国/仕向国	違反根拠条文	概要	画像	措置状況
輸出入	受精卵・精液	中国	家畜伝染病予防法第37条第1項第1号、第45条第1項第2号、第63条第2号、施行規則第45条、第53条、関税法第111条第1項第1号、第67条、刑法第60条	必要な税関、動物検疫の検査を受けず、証明書の交付を受けず、また、それを税関に申告せず、平成30年6月29日に大阪港から中国に牛受精卵235本、牛精液130本を不正に輸出した。		平成31年3月9日、日本人男性2名(持出・持込者及びその依頼者)を逮捕。
輸入	畜産物	ベトナム	家畜伝染病予防法第36条第1項第1号、第63条第2号、同法施行規則第43条	令和元年6月13日、ベトナムから東京国際空港(羽田)に輸入禁止品(偶蹄類の肉約10kgとかも目の鳥類の卵約25kg)を携帯品として国内に不正に持ち込んだ。		令和元年7月21日、警視庁がベトナム人1名を逮捕。
輸入	畜産物	フィリピン	家畜伝染病予防法第36条第1項第1号、第63条第2号、同法施行規則第43条 刑法第60条	令和元年5月17日、フィリピンから福岡空港に輸入禁止品(ソーセージ等約91.9kg)を携帯品として国内に不正に持ち込んだ。		令和元年8月6日、福岡県警が日本人2名を逮捕。
輸入	畜産物	タイ	家畜伝染病予防法第36条第1項第1号、第63条第2号、施行規則第43条	令和元年9月3日、タイから東京国際空港(羽田)に輸入禁止品(ソーセージ1.0kg)を携帯品として国内に不正に持ち込んだ。		令和元年9月3日、警視庁がタイ人1名を逮捕。
輸入	畜産物	ベトナム	家畜伝染病予防法第36条第1項第1号、第37条第1項第1号、第63条第2号 刑法第60条	①令和元年6月17日、ベトナムから関西国際空港に輸入禁止品(豚肉ソーセージ及び豚肉調整品5.25kg)を携帯品として国内に不正に持ち込んだ。 ②同年8月6日、ベトナムから関西国際空港に畜産物(犬肉17.6kg)を携帯品として国内に不正に持ち込んだ。 ③同年8月15日、ベトナムから関西国際空港に輸入禁止品(牛肉2.0kg)を携帯品として国内に不正に持ち込んだ。		令和元年10月15日、大阪府警がベトナム人3名を逮捕。
輸入	畜産物	タイ	家畜伝染病予防法第36条第1項第1号、第63条第2号、同法施行規則第43条	令和元年11月25日、タイから成田国際空港に輸入禁止品(ソーセージ10.45kg)を携帯品として国内に不正に持ち込んだ。		令和2年1月21日、千葉県警がタイ人1名を逮捕。
輸入	畜産物	台湾	家畜伝染病予防法第37条第1項第1号、第63条第2号、同法施行規則第45条第3号	令和元年11月14日、台湾から中部国際空港に畜産物(偶蹄類の動物の血液を含有する血餅約11kg、かも目の鳥類の動物の血液を含有する血餅約39kg)を携帯品として国内に不正に持ち込んだ。		令和2年3月6日、愛知県警が台湾人1名を逮捕。